

聖籠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月12日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第27号

聖籠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

聖籠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年聖籠町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。